

令和5年11月13日

規制改革推進会議 地域産業活性化ワーキング・グループ

林いづみ座長 殿

一般社団法人日本ホテル協会

旅館業法に基づく規制の緩和要望

観光による地域活性化の中心となる宿泊施設は、深刻な人手不足に苦しんでおり、デジタル化等人手のかからない効率的な運営を進める努力を懸命に行っています。しかしながら、旅館業法に基づく厚生労働省及び自治体の規制が効率化を妨げている現状があります。つきましては、下記の規制緩和・見直しを要望します。

記

- 1 厚生労働省の通達では、フロントを設け、スタッフが対面で本人確認を行うことを原則とし、例外的にビデオカメラによる常時鮮明な画像により本人確認や出入り状況の確認を行う等の条件を満たす場合は、フロントを設置しないことができるとされています。しかしながら、自動チェックイン機による QR コードや会員カードの提示による方が、より厳密な本人確認ができる場所、機械によるチェックイン手続きによって本人確認は完了するものとし、常時鮮明な画像による確認の義務付けを撤廃していただきたい。
- 2 一部の自治体は、フロントへのスタッフの常駐を義務付け、厚生労働省が認めるビデオカメラによる本人確認すら認めない上乗せ規制を実施しています。また、宿泊者名簿の記載事項として、旅館業法が定める氏名、住所、連絡先に加え、年齢、性別、前泊地、行先地等の記載を義務付ける自治体もあります。このような上乗せ規制を撤廃するよう自治体を指導していただきたい。
さらに、一部の保健所は、法令上の定めがない事項についても行政指導を行っています。事実上の上乗せ規制についても行わないよう指導していただきたい。